

## 平成23年度当初予算 施策別概要

### 542 快適で安心な住まいづくり

(主担当部：県土整備部)

|       |                |         |
|-------|----------------|---------|
| 54201 | 快適で災害に強い住まいづくり | (県土整備部) |
| 54202 | 公的な住まいづくり      | (県土整備部) |
| 54203 | 安全安心な建築物の確保    | (県土整備部) |

#### < 施策の目的 >

(対象) 県民が

(意図) 快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境で生活している

#### < 現状と課題 >

- ・ 快適で安心な住まいづくりをめざして、市町等と連携し、直接住宅を訪問するなど住宅の耐震化促進に取り組みましたが、住宅の耐震化は、十分に進んでいない状況です。また、木造住宅の耐震診断や耐震補強等の支援制度の認知度も低く、より一層の普及啓発が課題となっています。
- ・ 県営住宅について、高齢者仕様等への改善工事や適正な維持管理を行っています。こうした取組を引き続き行うとともに、既存県営住宅について、維持・管理コストの縮減を含めた長寿命化に計画的に取り組む必要があります。
- ・ 安全安心な建築物を確保するためには、建築基準法等の遵守および建築物の適正な維持保全の徹底を促す必要があります。

#### < 平成23年度の取組方向 >

耐震性が確保された良質な住宅を増加させるために、県・市町・専門家のネットワークを活用して、大きな被害が想定される密集市街地等において、重点的に耐震関係補助制度の普及に取り組むなど、木造住宅の耐震化を促進するとともに、長期優良住宅の認定を円滑かつ適正に行います。

既存の県営住宅を活用して、高齢者等が住みやすい住戸への機能改善や環境負荷低減に向けた耐久性向上をはかる改善を行うとともに、県営住宅の適正な維持管理を行います。

安全安心な建築物の確保を計画的に進めるために、新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。

#### < 主な事業 >

待ったなし！耐震化プロジェクト事業【基本事業名：54201 快適で災害に強い住まいづくり】  
(第8款 土木費 第6項 住宅費 1住宅管理費)

予算額：(22) 122,250千円 (23) 115,175千円

事業概要：東海地震、東南海・南海地震発生の危惧を踏まえ、住まいの安全性を高めるために、木造住宅の所有者が耐震化を進めていくきっかけとなる耐震診断を支援するほか、耐震補強等の補助により住宅の耐震化を促進します。

**公営住宅建設事業【基本事業名：54202 公的な住まいづくり】**

（第8款 土木費 第6項 住宅費 2住宅建設費）

予算額：(22) 286,046千円 (23) 132,071千円

事業概要：少子高齢社会への対応や環境負荷低減に向けた取組として、既存県営住宅を高齢者が住みやすい住戸へ改善するなどの県営住宅の機能性向上やライフサイクルコスト縮減をめざす耐久性向上のための改善を実施することにより、県営住宅の長寿命化をはかります。

**公営住宅管理事業【基本事業名：54202 公的な住まいづくり】**

（第8款 土木費 第6項 住宅費 1住宅管理費）

予算額：(22) 601,092千円 (23) 612,340千円

事業概要：住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で県営住宅を提供するとともに、県営住宅の適正な維持管理を行います。

**建築基準法施行事業【基本事業名：54203 安全安心な建築物の確保】**

（第8款 土木費 第1項 土木管理費 3建築指導費）

予算額：(22) 57,165千円 (23) 47,832千円

事業概要：建築基準法が遵守されるよう指導を行い、安全安心な建築物の確保に取り組みます。特に、新築建築物等の完了検査を徹底するとともに、多数の人が利用する既存特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行います。